

## 平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成24年3月16日(金曜日)

### 議事日程 第3号

平成24年3月16日(金曜日) 午前9時00分開議

- 日程第1 請願第1号 「サッカー場整備事業」に関する請願書について
- 日程第2 陳情第7号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について(12月継続審査分)
- 日程第3 請願第2号 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について
- 請願第3号 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について
- 日程第4 議案第3号 みなかみ町国際化政策基金条例について
- 日程第5 議案第13号 みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算について
- 日程第7 議案第60号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第61号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第62号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
- 議案第63号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
- 議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第8 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第9 字句等の整理委任について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美	雄君	10番	原	澤良	輝君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	小野	章一	君	14番	中村	正	君
15番	河合	幸雄	君	16番	鈴木	勲	君
17番	森下	直	君	18番	久保	秀雄	君

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

---

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	石坂和利君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	関章二君
子育て健康課長	青柳健市君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	高橋正次君
観光商工課長	真庭敏君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君	水上支所長	中島直之君
新治支所長	岡田宏一君		

**開 会**

午前9時 開会

**議 長 (久保秀雄君)** おはようございます。

本日は定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

**開 議**

**議 長 (久保秀雄君)** これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

---

**日程第1 請願第1号 「サッカー場整備事業」に関する請願書について**

**議 長 (久保秀雄君)** 日程第1、請願第1号、サッカー場整備事業に関する請願書についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

**総務文教常任委員長 (林喜美雄君)** 委員長報告をおこないます。本委員会に付託されました請願第1号、サッカー場整備事業に関する請願書について委員会における審査の経過と結果について報告いたします。尚、審査に先立って現地調査をおこなっております。

質疑では、まちづくり基本条例では町民と議会等が情報を共有して事業を行うこととしている。議会は11月に場所を知った、町民は上毛新聞で処分場の上に造ることを知った、基本条例に反しているのではないかと、誰がここがよいと言いついたのかには、あえて言えば町長である。昭和63年の文書には、完了後は農地に復元すると書いてある、反故にすることはできない、には、最終処分場の跡地を農地にすると約束したことはないと思う、そこは跡地ではなく、処分場の有効利用を考えているのである。配布の図面の通り造るのかには、計画に変更が生じた、下を人工芝に上をクレーとする。水質の検査はどうなっているのかには、44項目検査を年1回、重金属検査を年4回、17項目検査は毎月、特に飛び抜けた数値は出ていない。避難所としてはどうなのかには、ヘリコプターの離着地、仮設住宅用地として考えられる。ウィズに水管理はそのまま、賃借料の減額はできないのかには、それにはこだわっていない、とにかく協力をしたいと言っているのである。等々の質疑の後、討論に入り反対討論では、サッカー場は観光のツールとなる、利根沼田で有効に使えるチャンスである。賛成討論では、TOTOを使うチャンスは毎年ある、ベスト

な場所に2億円を投入すべき、住民参加で新たな場所に造るべきだ。討論終結後、採択に入り、賛成少数により、不採択にすべきものと決定いたしました。以上、委員長報告いたします。

議長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第1号について、質疑はありませんか。

12番高橋市郎君。

12番(高橋市郎君) この請願につきましては、請願事項が2点あります。第1は廃棄物処理場にサッカー場を造ることを白紙に戻してくれと、第2点目は住民参加で新たな適地にサッカー場を造るといふ、2項目あります。委員長報告でありますと原案妥当で無いという報告がここにあります。この2項とも妥当で無いという判断でよろしいのでしょうか。

議長(久保秀雄君) 総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林喜美雄君) ただ今、報告をしましたように、種々の質問については先ほど述べたようにありましたけれど、採択の結果賛成少数により不採択という結論です。

議長(久保秀雄君) はい、12番高橋市郎君。

12番(高橋市郎君) あの先ほど質疑に報告の中に、いわゆるこの場所の決定はどのような経過でされたのかという質疑があったときに、町長がされたと、当然、行政の長でありますから町長がするのは当然な話かなとは思いますが、しかしながら、この請願の要旨の中に2点ほど要旨があります。1つは民間廃棄物処理場あるいは跡地利用については、法的にも未整備であり慎重をきすべきであります、とあります。2つ目は地元及び近隣住民に説明の無いまま計画を進行させるのは、行政手続き上問題があります。この2点が、請願の要旨であります。この2点についてどのように議論がされたのかということと、もう1点、町長が決めたということの中で、私は傍聴したのですけれども委員会には町長の出席は無かったようです。そういう中で再度、全協を開いて町長の経過の説明を12日に受けたのが事実です。そういうような状況の中で委員会でこの請願について決定をされるのはいかなるものかなと感じていますが、その点について委員長の見解はいかがですか。

議長(久保秀雄君) はい、総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林喜美雄君) 種々の議論は高橋議員も傍聴されたように要約すると先ほど報告したような内容でありますので、その辺は承知かと思えます。その委員長の判断という質問ですけれど、後で確認をして頂ければと思えますけれど、全国町村議長会に出している議会運営に関する基準によりますと、委員長報告等については審議の内容のみに限定すべきというような項目が謳われております。したがってそれは許されない質問の方になるかと思えますので、委員長の見解ということは質問される内容でないと思っています。

議長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。

これより請願第1号について討論に入ります。本請願に対する委員長報告は、不採択であ

ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

1 2 番高橋市郎君。

1 2 番 (高橋市郎君) 1 2 番、高橋市郎です。ただ今のサッカー場整備事業に関する請願書について賛成の立場から討論を申し上げます。先の1 2月議会におきまして、私たちは「みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言」を議員提案においておこないました。全会一致で採択をいたしました。笑顔っていいよね。そういう文言の始まりでこの宣言はあります。本来皆さんが笑顔でスポーツに親しむべきスポーツ施設が争い毎の1つの火種になるような今回のサッカー場の建設に対して、地元の新治の方々を始めみなかみ町多くの人たちの懸念がそこにあります。20数年前とはいえ、田園風景の非常に美しいみなかみ町の須川平、そのたくみの里として多くの観光客が現在訪れている、そしてみなかみ町の観光の拠点となっている須川平であります。そこに20数万トンという膨大な量のゴミが埋められている。そのことは事実であります。その場所は20数年来、町としてきちんと見守り、そして監督をしている。これからもそうあるべきだと思います。この一般廃棄物処理場にサッカー場を造ることは観光振興、防災の面、町長のいろいろな説明を受けた中で確かに必要な施設であるという認識はあります。しかしながらそれ以上に今までの新治村での20数年前の、あの村を揺るがした大きな問題等々を批准にかけた時にどちらが心配事の種になるか観光振興以上にその問題が再燃することが非情に大きな心配毎であると思います。もう一度、白紙に戻して考え、そしてより最適な場所、財政的に考えた時に一番良いというのが現在の場所であるということは承知をしております。しかしながら、財政だけの問題だけで片付けていい問題ではないと思います。ぜひとも議員皆様のご理解をいただきまして今回の請願に賛同頂きますようお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

議 長 (久保秀雄君) 次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、サッカー場整備事業に関する請願書についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数あり)

議 長 (久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、請願第1号、サッカー場整備事業に関する請願書については、不採択と決定いたしました。

## 日程第2 陳情第7号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について (1 2 月継続審査分)

議 長 (久保秀雄君) 日程第1、陳情第7号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護

を求める陳情についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長 森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

**厚生常任委員長(森下 直君)** 厚生常任委員長 森下直。本委員会に付託されました陳情第7号大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療、介護を求める陳情について、これは12月の定例会からの継続審査分であります。担当課にもう一度説明を求め、医療環境の改善については現在、国、県で地域再生医療整備計画の検討に入っているし、又利根沼田でも進められているとの説明後、質疑に入り委員から今必要とされている問題なので議会としても意見書を上げるべきだ、地域医療の充実は必要である看護師、介護職員などの増員がなされるよう等の意見が出され、以上で質疑、討論を終了し採決の結果、本陳情は賛成多数をもって可決するものと決定をいたしました。

**議長(久保秀雄君)** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第7号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(久保秀雄君)** ありませんので、これにて陳情第7号の質疑を終結いたします。

これより陳情第7号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議長(久保秀雄君)** ありませんので、これにて陳情第7号の質疑を終結いたします。

これより陳情第7号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議長(久保秀雄君)** 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

**10番(原澤良輝君)** 10番原澤良輝。陳情7号「大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情」について、委員長報告に賛成の討論をおこないます。陳情7号は大震災を受けた地域の「医療崩壊」、「介護崩壊」の実情から医師、看護師、介護職員の不足を訴えております。しかし、この状況は利根沼田地域の医療・介護の状況も全く同じです。地域医療の過半数を占める利根中央病院も医師不足、研修医不足から診療科の大幅変更を余儀なくされ、全国民医連からの医師派遣でしのいでいる状況です。元国立の沼田病院も医師不足は同様です。それに加え、看護師不足も常態化し、夜勤・交代制勤務等の勤務環境の改善は必要不可欠です。また、地域の高齢化も進み、介護施設、介護職員も不足しています。地域で安心安全の医療と介護が継続して受けられるようにするには、医療や社会保障の予算をヨーロッパの先進国並みに増やし、医師、看護師、介護職員を確保する必要がある

です。看護師などの夜勤交代制職員の勤務環境の改善も健康の面から重要です。地域の医療を確立することは地域の雇用・経済再生にも貢献します。国も夜勤・交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題だと位置づけています。地域医療を再生させるためにも、本陳情によるの意見書提出は必要と考え、賛成討論とします。

議 長（久保秀雄君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて陳情第7号の討論を終結いたします。

陳情第7号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について、を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、**陳情第7号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情**については、採択することに決定いたしました。

**日程第3 請願第2号 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について**

**請願第3号 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について**

議 長（久保秀雄君） 日程第3、請願第2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について及び、請願第3号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長河合生博君。

（産業観光常任委員長 河合生博君登壇）

産業観光常任委員長（河合生博君） 本委員会に付託されました、日程第3請願第2号及び請願第3号の審査の経過と結果について2件とも関連があるので一括で審議を致しましたのでご報告申し上げます。日程第3請願第2号公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について、請願第3号公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について以上2件を一括議題といたします。

働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定に関する意見書の採択を求める請願について、担当課長より説明を受けた後、質疑に入り落札率、落札に対して、適正かどうかの質問に対して、23年度工事の落札率は、指名競争入札108件で平均97%、最低落札率は70%です。適正に行われていると判断していますとの説明でありました。工事の品質の確保の中で、最低制限価格は設けていますかの質問に対して、一般競争入札は設けていますが、指名競争入札は設けていません。一般競争入札と指名競争入札に違いがあるのですか、との質問に対して、指名競争入札は町が業者を指名しますので、信頼の於ける業者だけが入札に参加しますが、一般競争入札は、現在条件付きですが、基本的には全国的に幅広く入札に参加できることから、最低制限を設けないと、信頼の於ける施行ができるかどうか担保できません、そのために一般競争入札には最低制限価格を設けていますとの説明でした。指名は平等に行われているのですかに対して、設計価格によってランク分けしており、有資格者の人数も考慮し平等に指名しています。公契約に関して、全国的にはどうでしょうかとの質問に対して、昨年3月の時点で意見書の採択をしている議会はインターネット等で調べたところ全国で1,725議会中857議会であり、今年3月では876議会で、1年間で19議会増えました。条例制定をしている市は、2市から4市となっています。群馬県内では意見書を採択している議会は3月5日現在に於いてありません。製品の指定はありますかとの質問に対して、指定するケースもありますが、一般的にはJIS規格品を使用しています。業者がかってに製品を選べるのですかとの質問に対して、施工者から材料の使用承認願が提出され、発注者が承認を行うことになっていますと説明がございました。以上、質疑を終了し討論もなく採決に入り、日程第3、請願第2号公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について、請願第3号公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定に関する意見書の採択を求める請願について、以上2請願は全会一致で不採択であります。以上をもちまして産業観光常任会の報告を終わります。

議長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

次に請願第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） これより請願第2号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。



(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番、原澤良輝。請願2号公契約条例の制定を求める請願について、原案に賛成討論をおこないます。公共工事や公共サービスについて発注する町など公的機関と受託する事業者の間で結ばれる契約は公契約と呼ばれています。08年3月の議会で私も一般質問で公契約条例の制定を求めた経緯があります。05年の6月に全国市長会が「公共事業における建設労働者の適正な労働条件を確保するための関係条例の整備を図ること」を求める要望書を国に提出をしました。09年の5月に「公共サービス基本法」が制定され、第11条に「国と地方自治体は安全で良質な公共サービスが適正、確実に実施されるように、公共サービスに従事する労働者に適正な労働条件・労働環境の整備に必要な施策を講じる」ことが定められました。その後、09年9月に千葉県野田市、10年12月に神奈川県川崎市、東京都国分寺市で公契約条例等が制定され、11年12月に東京都多摩市で「公契約条例」の採択がおこなわれました。中小企業者や労働者の要望をうけ800を超える自治体から国に「公契約法の制定を求める意見書」等が提出をされ、国も公契約条例が自治体に普及する努力を表明し、「公共工事報酬確保法」の制定作業を進めています。国際労働機関からも公契約における労働条項に関する条約を勧告されて、多くの国が批准を検討しています。住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障する必要があります。発注者の公的機関はそれを確保するための責任を負っています。住民の税金を使ってワーキングプアをつくってはならないという考えに基づいておりますが、明らかに低価格入札やダンピング入札などもあり、工事の質の確保や下請け金額の未払い、労賃や労働条件の不当な切り下げなどの問題が起きてもおります。「公契約条例」の制定は発注者にも最低制限価格の設定、受注企業の不適正な労働条件切り下げなどを防止するよう義務づけ、受託した事業者に労働条件を確保させ、発注者の公的機関には制裁措置をもって労働条件を確保させようとするものです。町の活性化は、働く者の労働条件と賃金の適切な確保が必要です。安ければ良いという考え方は決して町のためになりません。誇りと自信を持って働けるよう「公契約条例」の制定を求めて、原案に賛成討論とします。

議長(久保秀雄君) 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

**(起立者多数あり)**

議長(久保秀雄君) **起立多数であります。**

よって、**請願第2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願については、不採択と決定いたしました。**

これより請願第3号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番、原澤良輝。請願3号「公契約法の制定について意見書採択を求める請願に」について、原案に賛成討論をおこないます。請願3号は請願2号と同様の趣旨で国に「公契約法の制定」の意見書提出を求める請願です。賛成理由は請願2号と同じです。

議長(久保秀雄君) 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第3号の討論を終結いたします。

請願第3号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数あり)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、**請願第3号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願については、不採択と決定いたしました。**

---

#### 日程第4 議案第3号 みなかみ町国際化政策基金条例について

議長(久保秀雄君) 日程第4、議案第3号、みなかみ町国際化政策基金条例についてを議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林喜美雄君) 本委員会に付託されました議案第3号、みなかみ町国際化政策基金条例について委員会における審査と結果について報告いたします。質疑では、第3条

第2項の有価証券での運用は極力避けて欲しい旨については、その考え方を持っていない。  
質疑終了後討論はなく採決の結果、賛成多数を持って可決すべきものと決定致しました。  
以上、委員長報告を終わります。

議 長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
議案第3号について、質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。  
これより議案第3号について討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。  
議案第3号、みなかみ町国際化政策基金条例についてを採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） **ご異議なしと認めます。**  
よって、**議案第3号、みなかみ町国際化政策基金条例については原案のとおり可決されました。**

**日程第5 議案第13号 みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について**  
**議案第14号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について**

議 長（久保秀雄君） 日程第5、議案第13号みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について及び、議案第14号みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について以上2件を一括議題といたします。  
所管の委員長報告を求めます。  
厚生常任委員長 森下直君。  
（厚生常任委員長 森下 直君登壇）

厚生常任委員長（森下 直君） 厚生常任委員長 森下直、本委員会に付託されました、議案第13号、14号について一括して委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。はじめに、議案第13号みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、提案理由の説明は既に済んでいるので、担当課より改訂の内容について説明を受け直ちに審議に入りました。委員からは、単価を上げるとトータルでどのくらいの金額かに対し、22年度決算で利用時間数281時間、その利用額

は584千円が仮に単価1.5倍とすると843千円となる。また自立支援ホームヘルプサービスの内容には対し、清掃、調理等の家事援助と一部通院準備や身体援助である等の意見が出され以上で質疑討論を終了し採決の結果、本義案は賛成多数を持って可決すべきものと決定いたしました。次に議案第14号みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については、提案理由の説明は済んでいるが、担当課より改訂の内容について説明を受け直ちに審議に入りました。委員からは、説明された弾力化とは第4段階の保険料額の0.9掛けのことかに対し、そのとおり。また弾力化は他市町村でも実施しているのかに対して、概ね実施しているなどの意見が出され、以上で質疑を終了し、討論に入り国の制度は利用者に厳しい、後期高齢者医療保険料も上がるので改正に反対である。以上で討論を終了し採決の結果、本義案は賛成多数を持って可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ議案第13号14号についての委員長報告といたします。

議長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

議長(久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番、原澤良輝。自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の改正について反対討論をおこないます。介護保険料の見直しで介護保険料は16.3%の大幅値上げが提案されています。後期高齢者医療保険も4月から9.38%の値上げをされます。国は4月から、介護職員の賃金を月1万5000円引上げてきた介護職員処遇改善交付金を打ち切ります。代わりに介護職員に加算される介護報酬は介護保険料、利用料にしわ寄せがされます。全額国庫の交付金をなくし国民と自治体に肩代わりさせるのは許せません。国は介護職員処遇改善交付金を継続し、国民の負担を減らし、安心して介護サービスが受けられる制度にすることを求め反対討論とします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

6番林一彦君。

6番(林一彦君) 6番林一彦君、議案第13号みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例につきまして、賛成討論をさせていただきます。本事業は、介護認定とはならないまでも、身体が虚弱な方、病後退院などで一時的にサポートが必要な方々にとって、なくてはならない支援体制であります。今回の条例改正の理由は、報酬単価の改定に伴うものであります。その理由といたしまして、介護従事者の処遇改善と人材の確保のため、という説明を受けておりますけれども、この制度を継続してい

くためには、利用者の負担軽減はもとより、サービスを提供する側である介護従事者への配慮も欠かせないものと考えます。これらを踏まえ、利用者への負担増を最小限度にとどめ、適正な報酬単価の見直しに伴う今回の改正は、制度を継続する上でやむを得ないものであると考えます。このような理由から、本案に賛成致します。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（久保秀雄君） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数あり）

議 長（久保秀雄君） **起立多数であります。**

**よって、議案第13号、みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、可決されました。**

議 長（久保秀雄君） これより議案第14号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番、原澤良輝。介護保険条例改正に反対討論をおこないます。介護保険料は3年ごとの見直しすることになっています。しかし、介護保険料を納めても介護認定は厳しくなるばかりで必要な介護が受けられません。「介護保険あって介護なし」と言われる所以です。町の提案では16.3%の大幅値上げになります。後期高齢者医療保険も4月から値上げをされます。国は4月から、介護職員の賃金を月1万5000円上げてきた介護職員処遇改善交付金を打ち切ります。代わりに加算される介護報酬の財源は介護保険料、利用料、国と地方の公費負担になります。全額国庫の交付金をなくせば保険料、利用料アップせざるを得なくなりません。国だけ1400億円もの負担を減らし、国民と自治体に肩代わりさせるのは許せません。国は2009年に約束した「保険料アップにつながらない方法で介護労働者の賃金を月4万円程度引上げる」この約束を果たし、安心して介護が受けられる制度にすることを求めて反対討論とします。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

1番小林 洋君。

1番（小林 洋君） 1番小林 洋、賛成討論をおこないます。議案第14号みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場か討論をさせていただきます。本議案は

3年ごとに見直される介護保険事業計画の中で、平成24年度から平成26年度までの3年間にかかる給付費総額の推計を基に、65歳以上の被保険者が負担すべき費用を保険料として定め、その徴収に伴い本条例を改正する、との説明を受けました。今回の保険料改定では、真に必要な介護サービスの把握に努めるとともに、給付費の適正化についても計画に盛り込み、適正な給付費の推計をおこなっております。また、介護保険準備基金の取り崩しや、県が創設している財政安定化基金の取り崩しに伴う交付金を積極的に保険料負担分に充当し、最大限に保険料の軽減に努めていることは、評価すべき事であると考えます。このような理由から、私は本案に賛成致します。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数あり）

議 長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、議案第14号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については、可決されました。

---

## 日程第6 議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算について

議 長（久保秀雄君） 日程第6、議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

（総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇）

総務文教常任委員長（林喜美雄君） 総務文教常任委員会の委員長報告をおこないます。本委員会に付託されました、議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果につ報告いたします。なお、連合審査にて議論していただいておりますので、詳細につきましては省略させていただきます。平成24年度みなかみ町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億8000万円とするものであります。提案理由の説明は既に終了しており、直ちに歳出より質疑に入り1款より5款までの質疑では委員より、町長車の運転業務の選定方法について他の業務選定との違い

は、前立腺ガン検診事業は無駄ではないか、関越交通バスカードの補助金アップは評価できる、まちづくり団体支援事業補助金の交付先はどこなのか、まちの歌推進事業は大切だがいつまで行うのか、山形の町有地の簿価及び今後の取り扱いについてなど、質疑が相次ぎ、国際交流推進活性化事業の委託先と事業内容については、県の国際交流協会に委託し、中国語がはなせる人材の派遣などを行うとのこと。後半の6款から14款まででは、たくみの里の予約センターは必要性があるのか、民間に任せれば良いのではないかには、町の観光の核であり各方面から要望があったものである。緊急雇用事業については、27名にて従来部分を継続していく計画である。東京芸大文化交流事業では、寄贈は継続していきたい。総合型スポーツ活動支援事業では月夜野地区以外にも創設を目指していきたい。地域スポーツ施設整備事業では、その目的や費用対効果についての問いには、社会体育施設であるが観光振興にも役立てるにはどうすれば効果的かには、早急にまとめたい。インフラについては、既存道路を利用していきたい。続いて歳入質疑では、地方交付税が前年比2億円の増となっている要因については、23年度44億円の予算額に対して、48億円の交付があった、24年度も同程度の措置が見込まれるので46億円の見込みとしている。等々の質疑の後、討論に入り反対討論はなく賛成討論では、民間路線バス利用促進割引事業が盛り込まれ、従来の敬老バスカード事業と比較し、高齢者を始め児童生徒にも対象が広がると見込まれるため賛成しますとの討論があり、討論終結後、採決に入りその結果、全会一致を持って本案は可決すべきものと決定いたしました。以上、委員長報告といたします。

**議長 (久保秀雄君)** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
まず、議案第59号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (久保秀雄君)** ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。  
これより議案第59号について討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

**10番 (原澤良輝君)** 10番、原澤良輝。平成24年度みなかみ町一般会計予算に反対討論をおこないます。東日本大震災とそれに続く福島原発事故から1年を経過した3月11日、全国各地で震災復興、脱原発を目指す多くの集会が開かれました。福島県郡山市の集会には全国から1万6000人が参加し、群馬でも高崎城址公園に2,500人が集い原発ゼロを目指しデモ行進をしました。野田首相は「被災地の復旧・復興と原発事故の一刻も早い収束が実現しなければ日本の再生はない」と繰り返しています。被災した東北は農業や漁業など第1次産業の再生が復興には欠かせません。しかし、野田首相は原則、関税ゼロのTPP参加を目指し、事前協議を前のめりで進めています。TPPは食糧自給率が1割にも落ち込みが予想され、農林漁業者の営農意欲に冷水を浴びせ、復興の最大の妨げになっています。首相は食料自給率50%を目指し、事前協議をすぐ止める必要があると考えます。復興の補正予算は成立し、復興庁も発足をしたが瓦礫の処理、除染は見透しがつき

ません。環境省の発表でも阪神淡路大震災の瓦礫は2,000万トン、東日本大震災は2,300万トンです。8月に成立した「汚染ガレキ処理法」では国や自治体を通さずに除染作業が禁止をされました。地元業者が個人から除染作業が受注をできなくなりました。かわって在京の鹿島、大成、大林などの大手ゼネコンが受注して仕事を奪ってしまいました。また、地元自治体が「瓦礫処理専門のプラントを地元で作れば、今の何倍ものスピードで処理できる」「無理して早く片付けなくも、使っていない土地が一杯ある。10年、20年かけて片付ければ地元で金が落ち、雇用も発生する」と国、県に相談したら、門前払いをされたらと、公金投入して輸送費とCO2を拡散し、遠隔地まで瓦礫を運ぶのは利権に他なりません。東京都へ搬入した瓦礫処理の元請け企業は東電が95.5%の株式を保有する「東京臨海リサイクルパワー」であり、東電から献金を受けたり、親戚が産廃業界の幹部の民主党議員の利権が問題になっております。さらに経済政策が無策のため円高デフレが続くなかで、消費税増税は被災住民も同じ負担が求められ、復興の大きな妨げになっております。1億2000万人の巨大市場といわれる日本は、国内総生産の8割近くが内需です。国内産業を総動員して内需を後押しし、被災地の再生や自立を進めることが復興に繋がります。首相は景気をさらに悪化させる、税収増にも財政再建にもならない消費税増税はやめるべきです。現在、国の国債残高は国内総生産のGDPの約2倍の1000兆円になろうとしています。民主党野田政権も「国民の暮らしを守る」という選挙公約を忘れ、子ども手当見直し、高校授業料無料化見直し、上げないといった消費税増税など、ちぐはぐな政治がつづきます。民主党は金余りの大企業に昨年、法人税の5%引き下げを決め、来年度は消費税の増税とのスケジュールを経団連の要求どおり突きすすんでいます。国内のデフレは長引き、国民の暮らしが厳しさを増すなか、国民生活を応援する予算をつくる必要があります。大企業の内部留保が266兆円に増加し、賃金の下落傾向に歯止めがかからず「賃金の低下や格差の拡大が内需停滞の原因」といわれ「賃金下落が需要減退に拍車をかけ、賃金と物価が影響し合いながら値下げ、賃下げの悪循環が生じている」と指摘をされています。労働者と中小企業をいじめ抜いた巨額の利益を、大企業は株主配当の増加と海外企業買収など海外投資に向けたため、国民の家計や中小企業には波及せず、内需拡大に繋がりませんでした。アメリカやイギリスなどの先進国は企業の利益が増えると雇用者報酬も増やしています。日本だけが企業の利益が増えても雇用者報酬はまったく増えない異常が指摘されています。経済学者も「目先の黒字重視は、将来の成長を犠牲にする」と大企業にため込まれた内部留保の266兆円の活用を求めています。日本共産党は大企業に過剰なお金が内部に眠っており、そのお金が正常に循環する経済を提案しております。町の平成24年度の一般会計予算は128億円余です。自治体の一番の仕事は町民の暮らしと生活を守ることです。住宅リフォームなど、町民や地元業者の仕事起こしに活用する事業に1000万円を計上、町民の交通弱者にバスカード助成等は評価をいたします。多くの国民が廃止を求めている後期高齢者医療費に3億7000万円の計上は止めるべきです。新治こども園の保育士は大新東の派遣から直接雇用になりました。教育は恒久・継続的な事業です。正規職員を長期的視野に基づいて計画的に配置する必要があります。また、国民健康保険特別会計に町が約束した国保税引上げの2分の1分を負担することを求めて、反対



討論とします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

7番山田庄一君。

7番(山田庄一君) 7番、山田庄一。議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算について賛成討論をします。本予算案は、平成24年度のみなかみ町の各般にわたる事業の予算措置を決める重要な案件であります。その中で、町づくりの柱、一丁目一番地とされた月夜野地区の都市計画事業も、若干の問題を含みながらも進みつつあります。昨年3月11日発生した東日本大震災から1年が経過しました。あの災害で日本人が世界の人から賞賛された事は、思いやりの心、すなわち、絆の強さでした。絆とは繋がりであり人と人だけでなく、道路も繋がっていかなくては役目をはたせません。23年度は、徒渡橋の橋脚建設において、人災に近い災害で大きな出費がありました。その教訓を無駄にすることなく今後、設計・施行を含め、厳しいチェック体制の下、都市計画道路の必要性を当局と議会が共有し、早期の完成に向けた努力をすべきものと思います。又、行政経営の基本方針として今回4点ほど示された中に、(4)として協働によるまちづくりの推進があります。合併して6年が経過し、住民のまちづくりへの意識は、行政主導から地域住民主体への方へと変わりつつあります。3年前に導入されました、まちづくり協議会は3地域それぞれある課題の解決に向け、住民が提案、検討する中で300万の予算内で事業化され、まちづくりが実践されております。協議会以外の任意団体、例えばNPOボランティア団体の皆さんは、地域間交流などに参加されて町の施策の一翼を担っており、今後活動に参加し易い体制への配慮が必要だと思えます。住民が、規則の範囲内で自由に使える事業資金を預けられ、試行錯誤の連続の中で色々な指摘が議員の皆さんの耳に届いたかもしれませんが、4年目を向かえ反省と検証を繰り返し、今は建設的な意見や考え方が醸成されてきており、住民目線での事業も速やかに実施されるなど、この事業の成果として評価できると思えます。又、商工会に属する研究会や地縁団体などを通じたまちづくり費としても、予算が計上されており、住民の責務が試されると共に、やる気を形に出来る予算でもあり、評価できる所でもあります。体育施設整備費・地域スポーツ施設整備事業2億2000万円が計上されています。非常に期待をしていました。みなかみ町の観光産業だけでなく農産物の販路確保、施設を整備する事による相乗効果、あるいは費用対効果を考えた時、この建設場所が危険であるという事が実証されない限り、財源や地権者の協力・進入路建設等・環境条件の整備にかかる費用などを総合的に判断すれば、ここにサッカー場が建設される事は、町のみならず利根郡全体の活性化に寄与する事は、少し研究すれば誰でもわかる事だと思えます。今、日本のサッカー界は世界に通用する選手を輩出するくらいのレベルにあり、14日国立競技場でロンドンオリンピック出場をきめたU-23日本代表やブラジルW杯を目指して最終予選に駒を進めた日本代表の男子サッカーのみならず、なでしこJAPANの快挙などで女子サッカーの競技人口も増加し、いまや集客の目玉になっています。県内でも、地理的条件のいい自治体が建設を計画している状況のなかで、利根沼田が一体となって取り組む事で、福島のJビレッジに変わるサッカーの拠点として認知されれば、宿泊施設の整っているみなかみ町は中心になれるはずです。用地確保・財源確保・

建設予定地の再生と有効活用、地域活性化等考えれば、建設に反対する理由が全くありません。ゴミの上にもうえにあるサッカー場はイメージが悪い、ゴミを埋め立てた公園などは、市民の憩いの場となっている所は多くあります。ゴミを埋め立てた住宅地だってあります。建設に反対ではない。適地を探してつくればいい。全くその通りだと思います。ぜひ、やって貰いたいと思います。自分の思いを主張するだけでなく、汗をかいてくれる事を新治の多くの人は期待しています。今回の計画は、調査や測量まで住民主導で進め、県への確認、財源の見通し、地権者であるウイズ社との交渉などの専門的な事務手続きは新治地区の活性化を一生懸命考えてくれている建設賛成議員を含め、最終的に町長の判断で決定されました。決して行政主導の計画ではありませんでした。猛反対者は、議論の中でまちづくり基本条例の、住民と町と議会の関係を話していました。今回の計画は、まさにこの基本条例を実践した一例と言えます。住民が夢を語り、行政が実現に向けた計画を練り、議会が判断、決断をする。つまり、まず自分で出来る事は、自分です。それで出来ない事は、地域みんなで取り組み、それでもダメな時は行政が責任をもって努力をする。その精神とは助け合う事であります。今回、建設反対の請願が出されました。これは、住民の権利ですから何も問題ありません。議会としても当然受理して粛々と審議しました。予断を持たず、問題点があれば、議論の過程で指摘し、結論をだす。これが議会だと思います。ところが、請願を出す前にTOTOの補助金を扱う機関に、直接行ってみなかみ町の申請を審査にかけられない状況を作ってしまう、それから請願を提出するという議会軽視もはなはだしい事をしました。その時点で選定委員の心象を相当悪くなり、今後の申請さえも交付される優先順位が上位に来るのは、非情に難しい状況だと聞いております。請願には、住民参加で適地を探してサッカー場の建設を求めるとあります。この行為がどんな状況を作り出したかよく考えてほしいと思います。12日の全協で、補助金の交付が難しいとの説明がされた時、笑っている人がいました。これを見たとき、この計画に携わってきた多くの関係者の努力と無念さを考え、やり場のない憤りを覚えたのは私だけではなかったと思います。今回の行為は、努力をしている人に後ろからナイフを刺すような卑劣な行為であり、基本条例の精神を全く理解していません。TOTOの補助金やウイズ社との交渉は慎重に運ぶ部分もあり、又ウイズ社の大変なご好意も示される中で、町の負担が最小限で建設できる見通しが立っていました。この努力を、全部ダメにしようとしています。20数年前の文章を見つけて、約束は守らなければいけない。と強調してました。それはそのとおりだと思います。約束というのはルールを守るといふ、その信頼の上に成り立っています。もう一度、手鏡でなく姿見で自分を見つめ直したらいいかと思います。最後に新治地区住民のみならず、努力をしていただいた関係者の夢や希望が壊れそうでありますけれども、その分、皆さんには建設に向けた最大の努力をお願い申し上げ、平成24年度一般会計予算についての賛成討論とします。

議長 (久保秀雄君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

1番小林 洋君。

1 番 (小林 洋君) 1 番小林 洋。議案第 5 9 号 平成 2 4 年度みなかみ町一般会計予算について賛成討論をおこないます。昨年の 1 2 月定例議会において、「みなかみスポーツ・健康まちづくり宣言」を議員発議により承認し、この宣言が制定されました。本予算には、宣言を具現化するために、企業との連携による取り組みに関しての経費が、「スポーツ・健康まちづくり推進事業」として盛り込まれております。この事業は、自治体と企業との連携、協力による新しい切り口からの取り組みであり、その効果が大いに期待できるものであります。また、健康づくりの推進として、中学生以下及び高齢者インフルエンザワクチン接種費助成事業が計上されています。生後 6 ヶ月から中学 3 年生までを対象として実施するインフルエンザ予防接種費助成事業は、他の自治体ではあまり見られない、みなかみ町独自の事業であり、町の子育て支援に対する姿勢が評価できます。一方、施設整備関係では、多くの関係者から要望のあったサッカー場整備に要する予算について、地方自治体の原則である、最小限の費用で最大限の効果をあげるという観点から、補助金や過疎債など有利な財源を活用するとともに災害を想定した土地利用の工夫がされています。このように、本予算は厳しい財政状況の中で、新しいまちづくりに向けて、ソフト、ハードの両面から積極的に取り組む姿勢が示されています。以上のことから、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第 5 9 号の討論を終結いたします。

議案第 5 9 号、平成 2 4 年度みなかみ町一般会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数あり)

議 長 (久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第 5 9 号、平成 2 4 年度みなかみ町一般会計予算については、可決されました。

日程第 7 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について  
 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度みなかみ町水道事業特別会計予算について

議長(久保秀雄君) 日程第7、議案第60号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長 森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

厚生常任委員長(森下 直君) 厚生常任委員長、森下 直。本委員会に付託されました、議案第60号から議案第64号について以上5件を一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。なお、連合審査に全員出席されておりますので主なものを申し上げます。はじめに議案第60号、平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、ご報告申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ29億3600万円とするものであります。提案理由の説明は終了しており、ただちに質疑に入り退職被保険者等療養給付費が増えたのには対し、平成23年度決算見込額で積算している。出産育児一時金が前年より減額されているが、1人当りの額を増やす考えはあるかに対し、1人42万円の基準額で対応している。特定健康診査等事業費の減額の要因に対して受診率38%で県平均の少し上であり、減額の要因は委託料の単価が下がったため。保険給付費が急激に増加したのは対し、医療報酬の改定と高齢化によるアップ等である。以上質疑を終り、討論に入り反対討論として大幅な値上げを国保加入者が負担しているの、その額を加入者に返すべきだ。賛成討論として厚生常任委員会でも議論を重ねてきた。国保運営の安定を考えれば妥当である等の討論の後、採決の結果、本案は多数を以って可決すべきものと決定いたしました。次に議案第61号、平成24年みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ2億6700万円とするものであります。提案理由の説明は終了しておりましたので、ただちに質疑に入り普通徴収者は何人かに対し、平成22年度で225人。後期高齢者の値上げは何%かに対し9.3%である等の後、以上質疑を終わり討論に入り反対討論としてこの制度は直ちに廃止し、誰もが安心できる制度を確立すべきとの討論の後、採決の結果、本案は多数を以って、可決すべきものと決定いたしました。次に議案第62号平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ19億4800万円とするものであります。提案理由の説明は終了しており、ただちに質疑に入り、家族介護支援事業は前年度比で大幅な減額の理由に対し、平成23年度に1人暮らし高齢者及び介護認定者に緊急医療キット、本人がどこの病気かというようなものを示す入れ物です。を配布してその購入費154万円程度が減額となった。グループホームの建設予定は対し、現在待機者は5名であり、今後の状況をみて対応を考えていく等の後、以上で質疑を終わり討論に入り反対討論として、国だけ負担を減し国民と自治体に肩代りさせている、国は2009年の約束を果すべきだ。の討論の後、採決の結果、本案は多数を以って可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第63号平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ9億9000万円とす

るものであります。提案理由の説明は終了しており、ただちに質疑に入り流域下水道の不明水は何%かまたその原因とその対策についてに対し、流域下水道の有収率75%で不明水は約25%である。温泉水が多く流入している施設地区もあるが全国的に温泉水に下水道料金を徴収していない。下水道老朽化対策工事に県から補助はないのか又硫化水素で管が痛んでいるのでその事業の完了には対して、県からの補助はない又月夜野地区と水上地区の境約500メートルが硫化水素で老朽化している。そこを5年間で改修する旧水上役場以降の下水が進んでいないに対し、県への移管問題で協議が止まっているが進めていきたい等の後、以上質疑を終り討論に入り反対討論として、思い切った起債返済計画を実施して安定した下水道会計の運営が必要との討論の後、採決の結果、本案は多数を以って可決すべきものと決定いたしました。つづいて、議案第64号平成24年度みなかみ町下水道事業会計予算について、ご報告申し上げます。平成24年度予算は、事業収益4億3043万5000円、事業費用は4億2702万2000円であります。提案理由の説明は終了しており、ただちに質疑に入り漁協の補助金は毎年かに対して、毎年のもので月夜野地区の水源である河川からの水利権を伴う支払いである。現在の留保資金はどのくらいかに対し、平成23年度末で2億1833万8000円である等の後、以上質疑を終り討論に入り反対討論として、固定資産を構築するために準備すべき償却費が資本的収支に補填流用されている。水道事業会計は企業会計として運営は無理であるとの討論の後、採決の結果、本案は多数を以って可決すべきものと決定いたしました。以上、申し上げまして委員長報告といたします。

議 長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
まず、議案第60号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第61号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第62号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第63号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第64号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。  
これより議案第60号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番、原澤良輝。平成24年度国民健康保険特別会計予算に反対討論をおこないます。国保会計は24年度に前年度から約6億円が繰越されます。県の指導でも基金は1億1千万円あれば良いことになっております。6億円もの予算を繰越すことは異常であります。国保料は1年ごとの算定で良いことになっております。21年度～23年度も収支計画の見誤りから6億円の黒字になり、24年度に繰越しします。大幅値上げを国保加入者が負担した結果です。21年度から23年度国保会計を総括すれば、値上げは必要なかった、と結論付けられます。町が、大幅値上げと同額を負担する。という約束を果たすことが、これからの町政運営に当たって町民と町が信頼関係を持ち続けるために必要です。町民が、騙されたという感情を持たない政策を、町長は選択する決断を求めたいと思います。24年度は国保料を引下げて余分に徴収した額を加入者に返還する必要があります。以上、反対討論とします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

6番林一彦君。

6番(林一彦君) 6番、林一彦です。議案第60号 平成24年度国民健康保険特別会計予算について賛成討論をおこないます。町では平成21年度に財政状況が逼迫するとの理由で国保税率を引き上げ、国保加入者の皆さんに負担増をお願いしてきました。その結果、国保税の増収と、歳出における保険給付費の減少等があり、さらに一般会計からの法定外繰入金や国からの交付金の増加などにより、平成21年度から平成23年度の3年間につきましては、安定した運営状況であったと考えられます。しかし、人口減少による国保加入者の減少もある中、高齢化による医療費の増加や、昨今の景気低迷による財源不足等により、国保が抱える問題は依然として変わっておらず、町の推計におきましても平成23年度からは保険給付費の伸びなどの理由より単年度収支では赤字となり、この傾向は平成24年度以降も続く予想されています。仮に平成24年度以降3年間が現行の国保税率のままであったとしても、平成21年度から3年間の余剰財源を不足分に充当し続けた場合、平成26年度末には残金が2億円程度となり、平成27年度の税率改正においては、国保加入者の皆様に一定の負担をお願いする事となると思われます。この平成24年度以降の税率検討につきましては、議会全員協議会を始め、厚生常任委員会の勉強会などを機会に今後の医療費の推移を始め、基金、余剰金などの現在の状況から今後の予測につきまして、資料を基に町当局に説明を行っていただき勉強をしてみました。今後の国保運営の厳しい状況があらためて浮き彫りとなったわけであり、平成24年度予算につきましては、平成23年度から引き続き保険給付費が増加している状況から、前年度対比7700万円の増額で編成されております。これは、加入者皆さんが安心して医療が受けられるためのものであり、国民健康保険特別会計の運営上必要な予算と認められますので、この議案に賛成させていただきたいと思っております。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論とします。

議長(久保秀雄君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数あり)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第60号、平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第61号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番、原澤良輝。後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をおこなおます。後期高齢者医療制度は2年ごとに医療費を検討しますが、高齢者が増えれば保険料が上がるシステムです。今回は43都道府県で値上げが予定をされ、年金生活者から、どうやって暮らすのかといった悲鳴が上がっています。後期高齢者医療保険は公約通り早期に廃止すべきと考えます。家族でも年齢で区別され、強制的に別制度に加入させるようなことは止めて、高齢者の尊厳を守るべきです。また、この制度は他の保険制度の崩壊を招いています。後期高齢者支援金が机上の計算で事務的に割り当てられるため、協会健保などは本体の医療費より支援金が多くなる組合も出て、保険料の値上げや組合を解散して、国保に加入するなどの事態もおきております。本制度は直ちに廃止して、誰もが安心できる国民皆保険制度を確立する必要があります。以上、反対討論とします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番内海敏久君。

2番(内海敏久君) 2番、内海敏久。賛成討論をいたします。議案第61号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度の問題点を改善し、平成20年度からスタートいたしました。しかし、この後期高齢者医療制度にも様々な問題点が浮き彫りとなり、現政権において国民健康保健制度の財政運営の都道府県単位化を柱とする、新たな高齢者医療制度として再編すべく、国においてその実施に向けた審議がされているところであります。平成24年度予算については、前年度対比で2800万円、約11.7%の増で編成されております。これは主に広域連合へ納付する保険料負担金であり、後期高齢者医療特別会計の運営上必要な予算と認められますので、この議案に賛成いたします。議員各位のご賛

同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(久保秀雄君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数あり)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第61号、平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、可決されました。

---

議長(久保秀雄君) これより議案第62号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番、原澤良輝。介護保険特別会計予算に反対討論をおこないます。町の提案では16.3%の大幅引き上げになります。国は4月から、介護職員の賃金を上げてきた介護職員処遇改善交付金1400億円を打ち切ります。代わりに加算された介護報酬の財源は介護保険料、利用料、国と地方の公費負担になります。全額国庫の交付金をなくせば保険料、利用料アップは必死になります。国だけが1400億円もの負担を減らし、自治体に肩代わりさせるのは許せません。国は保険料アップにつながらない方法での介護労働者の賃金を上げるように制度を変えるべきだと考えます。以上反対討論といたします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

3番中島信義君。

3番(中島信義君) 3番、中島信義。この度の介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。議案第62号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算案について賛成の立場から討論させていただきます。平成24年度介護保険特別会計につきましては、制度改正及び報酬改定等に伴い事業量や給付費が見直された第5期介護保険事業計画の初年度となります。平成24年度予算案では、歳入歳出の予算総額を対前年度比103%と、介護給付費等が増加する中で、その伸び率を最小限にとどめたことについて、評価に値すると思えます。歳入面では、65歳以上の保険料が改定となりましたが、介護給付費準備基金や平成23年度に限り取り崩された県の財政安定化基金等の充当を図



り、改定幅を最小限にとどめ、さらには、第4所得段階における年金等所得の少ない被保険者について、引き続き保険料率を低く設定することにより負担の軽減を図るなど、弾力的な配慮がなされていると考えます。また、歳出面においても従来の介護給付費はもとより、地域支援事業の中に地域単位の介護予防事業が展開できるような支援対策や認知症対策などを予算に積極的に盛り込んだことについて、高齢者の方々がいつまでも元気で住み慣れた地域で暮らしていけるよう、更なる拡充を求めるところであります。このような理由から、私は本予算案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数あり)

議 長 (久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第62号、平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算については、可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第63号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 10番、原澤良輝。平成24年度下水道事業特別会計予算に反対討論をおこないます。下水道事業の予算は、9億9000万円ですが借入金返済に充てる公債費は5億3360万円の前年より増加しています。このため借金を2億8200万円、新たに起債します。しかし、起債残高は24年度末で52億円になります。実際の返済額も元金の返済は4億円に対し、支払利子は1億円です。なかなか残高が減少しません。町の預貯金を元金返済にあてるなど思い切った起債返済計画を実施し、安定した下水道会計として運営する必要があると考えます。以上反対討論とします。

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

5番阿部賢一君。

5番 (阿部賢一君) 議案第63号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。下水道会計は、文化的な生活を営む上で欠かすことの出来

ない事業であります。また環境悪化が叫ばれるなか、利根川源流の町にふさわしい下水道の整備を行い水質の汚濁防止に努めている状況にあります。本年度予算においては、長寿命化計画による補助金対応による老朽管の更正工事や資本費の一部を後年度に繰り延べし世代間負担の公平を図るための起債も計上されております。起債残高も毎年1億程度減額されており、健全運営のための努力をしておりますので、本案に賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議 長（久保秀雄君） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数あり）

議 長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、議案第63号、平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、可決されました。

---

議 長（久保秀雄君） これより議案第64号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番、原澤良輝。平成24年度水道事業会計予算に反対討論をおこないます。水道事業会計は、35億円の固定資産があり、減価償却の累計は45億円になります。減価償却は固定資産の更新するために準備しなければなりません。しかし、実際は資本的収支の補填に流用されて約2億円しかありません。水道事業会計は企業会計として運営することに無理があります。管理も会計課に移管する必要があるのではないかと考えます。以上、反対討論といたします。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

5番阿部賢一君。

5番（阿部賢一君） 議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算について賛成の立場で討論をおこないます。本町の水道事業会計は、日常生活に欠かすことの出来ない飲料水の供給事業であり、良質で安心できる水の供給を図り、公衆衛生と生活環境の向上に寄与されております。本年度予算において、収益的収支の損益計算書では、当年度純利益が示され、資金計画書においても1億9049万円の現金を見込んでおります。また、資

本的収支では、1億5152万円の繰上償還により起債償還利子の減額に努め、健全で効果的な運営に努力しておりますので、賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 次に反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。  
議案第64号、平成24年度みなかみ町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数あり）

議 長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算については、可決されました。

---

## 日程第8 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（久保秀雄君） 日程第8、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。  
各委員会委員長より、目下、各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

---

## 日程第9 字句等の整理委任について

議 長（久保秀雄君） 日程第9、字句等の整理委任についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。  
よって、そのとおりに決定いたしました。

---

議 長 (久保秀雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

---

### 町長閉会あいさつ

議 長 (久保秀雄君) 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 平成24年 第1回みなかみ町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、去る3月7日の開会から本日まで、この間、本会議をはじめ、各常任委員会や委員会の連合審査等において、多くの質疑や討論をいただき熱意溢れるご審議をいただきました。その結果、平成24年度予算をはじめ、条例改正など提出いたしました案件全てを、原案通りお認めいただきました。厚くお礼申し上げます。これから24年度の執行にあたることとなりますが、新年度予算をはじめ、条例そのほか、ご議決の趣旨に従い、公共福祉の向上のために町政を展開してまいります。議員各位におかれましては、議会開会中であると否とにかかわらず、常日頃、町政発展のためにお力添えをいただいております。今後ともさらなるご尽力をお願いする次第です。いよいよ陽春の候となります。これからの年度末また年度初めには、幼少中学校の入学入園式をはじめ、町、地域や各種団体の行事などご多忙を極めることと存じますが、ご健勝にてご活躍頂きますことをお祈り申し上げ、閉会のごあいさつといたします。有り難うございました。

---

### 議長閉会あいさつ

議 長 (久保秀雄君) 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。先の全員協議会でも申し述べさせて頂きましたが、最近、以前にも増して政治に関心を示さない無関心層が増えたと報道等でも伝えられています。みなかみ町議会は、議運の中で議会運営について色々な検討を加え、より効果的に多くの議員が理解し合えるように試行錯誤しながら、より

良い議会運営を探っているところです。議員は、議会を運営する上で多くの約束事があります。それを守り、実行して行くべきではないでしょうか。議員は選挙で選ばれ町民の負託に応えるという大きな責任と役割があります。自分が置かれた立場を十分理解しておかなければなりません。今、町民が望んでいる事は何か。そしてその望んでいる事が正しいか。それを実現するために何をどうしたらよいか、議員がこのような信念を持って活動できれば多くの町民は議員を応援し、議会の活動にも声援を送り、政治にも関心を示すと思います。これからも町のため、町民のために努力する事をお願いし、閉会の挨拶といたします。

---

## 閉 会

議長（久保秀雄君） これにて平成24年第1回3月みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 10時56分 閉会 ）